

令和7年度 事業計画

公益社団法人 静岡県建築士会

はじめに

静岡県建築士会は、「建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術の向上に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務等を行い、もって公共の福祉に寄与すること」(定款第3条)を目的として、会員の建築士とともに建築を通じて我が国経済の発展と市民生活の安全・安心を支えてきた。

令和7年度は、昭和26年11月の設立から74年、平成20年4月の3ブロック体制への再編から17年、また平成24年4月の公益社団法人移行から13年目を迎える。

現下の状況を俯瞰すると、令和7年4月に原則全ての新築住宅・建築物の省エネ基準適合義務化やいわゆる4号特例の見直しなどを含む改正建築物省エネ法・建築基準法が全面施行される。また、改正公益法人認定法が同日に施行され、新たな財政規律や自律的ガバナンスの充実等に適切に対処することが求められている。

他方、本会では退会者数が入会者数を上回る状況が継続しているほか、静岡県が実施しているプロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業のうち「わが家の専門家診断」について終了年度を1年延長したものの、令和7年度を最終年度とすることが明らかになったことにより、士会の公益事業の大宗を占める「わが家の専門家診断」も令和7年度が最終年度となることが確実となった。

こうした状況下にあって、今後30年間の発生確率が80%に引き上げられた南海トラフ巨大地震や近年激甚化・頻発化している風水害、更に脱炭素社会に的確に対応し、会員の確保に繋がる魅力ある建築士会とするための研修会、講習会等の開催、会員増強や若手建築士の育成事業など、士会活動を充実し、公益法人としての社会的責務を果たしていくために、一層の財務基盤の強化とともに、簡素で効率的な組織の運営を実現する必要がある。

このため、令和6年度からは「組織・運営等見直し特別委員会」において、将来のあるべき姿を念頭におきながら、喫緊の課題に適切に対処するための検討を重ねてきたところであるが、今後は更に議論を加速し、課題解決に向けた方策の策定を目指す。

【基本方針】

以上の状況を踏まえ、本年度は次の3点を柱に事業計画を策定した。

1 質の高い建築士を目指して

社会からの期待と信頼に応えるべく、建築に関する最新の技術や知識の習得など建築士の育成に努めるとともに、専攻建築士制度や継続能力開発(CPD)制度等を通じて自己研鑽を推奨する。

また、将来建築士を目指す者に対して、資格取得のための講習会開催等の支援を行う。

2 地域づくりへの参加及び県民の安全確保への貢献

優れた景観の形成や地域に散在する歴史的建造物等の発掘、保全、活用等について、専門的見地から質の高い実践的な地域づくりに積極的に参加する。

また、県民に対する安全・安心な建物の供給に寄与するという使命の下、これまでの地震対策に台風や豪雨などを加えた自然災害対策に取り組むとともに、行政の推進する安全対策の諸施策に協力していく。

3 組織及び財政基盤の強化、充実

公益目的事業を推進するためには、それを支える強固な組織体制と財務基盤が必要であり、会員の増強、準会員制度の活用、ブロック活動の充実及び本会とブロック組織との連携強化に努める。また、今後懸念される財源の縮小を踏まえ、中長期的視点から組織や事業の在り方を検討していく。

【事業計画】

I 建築士資格付与・資質向上事業（公益目的事業1）

1 建築士試験・免許登録事務等

（1）建築士試験及び建築士免許登録等の事業

建築士法に基づき、建築士試験の実施業務、指定登録機関としての建築士免許登録等業務を適正、確実に処理する。

特に、令和2年度から実務経験が建築士免許登録要件となったことから、免許登録時の資格（実務経験）審査を適正に実施する。

- ・一級、二級、木造建築士の試験業務（建築技術教育普及センターから受託）
- ・一級建築士の免許登録申請等受付業務（日本建築士会連合会から受託）
- ・二級、木造建築士の免許登録等・閲覧に関する業務（静岡県指定登録機関）

（2）専攻建築士の認定事業

建築士業務の多種多様な専門化に対応して、自ら責任を取れる専攻領域の実績と日々研鑽を積んでいる建築士を認定しているが、今年度も制度の普及に努めていく。

- ・専攻建築士制度のPR、新規及び更新認定申請の促進
- ・専攻建築士審査評議会の開催

2 建築士の資質向上のための研修等

（1）建築士法第22条の2に基づく研修（定期講習）

建築技術の高度化、複雑化やこれに伴う建築基準法令の改正に的確に対応できるように、建築士に一定期間ごとの講習の受講を義務付けられた事業であり、(公財)建築技術教育普及センターと共同して実施する。

- ・今年度は1回の開催

(2) 建築士法第22条の4第5項に基づく研修等

建築士の業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修等を実施する。

- ・建築技術に関する研修会の開催
- ・しずおか木造塾(26年目)の開催
- ・各ブロックにおける研修、講習会及び見学会等の開催

(3) 既存住宅状況調査のための講習会

平成30年4月から既存住宅の売買時に既存住宅状況調査に関する説明が義務付けられたことから、必要となる資格取得のための講習会を実施する。

- ・既存住宅状況調査技術者講習会(新規)の開催

(4) 継続能力開発(CPD)制度の推進

建築士が良好で質の高い建築環境の構築に資するため、指定した研修等の受講、建築相談等の社会貢献活動をすることで単位を付与する制度であり、その普及に努める。

- ・建築士及び建築施工管理技士へのCPD制度参加促進

(5) 地震関連の資格取得のための講習会

想定される南海トラフ巨大地震に備えて静岡県が実施する応急危険度判定士養成講習会を受託するとともに、県の地震関連施策に積極的に協力する。

- ・静岡県応急危険度判定士養成講習会の実施(静岡県からの受託)
- ・静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会との連携

(6) 建築士を目指す者への支援

建築士を目指す学生・生徒などに対する支援を行う。

- ・けんちく寺子屋の開催
- ・「建築甲子園」静岡県大会の開催
- ・建築士試験製図講習会等の開催
- ・建築科がある高等学校や大学及び建築士養成機関との交流
- ・準会員制度の活用

(7) 会員増強及び建築士育成事業

建築士の魅力をPRし若手建築士を確保していくことが、本会の会員増強のみならず活動の活性化に繋がる。また、建築技術は社会の幅広い分野において必要とされており、建築士の資質の向上と最新技術の習得が求められている。

こうした現状に対応するため、特に若手建築士を中心とした会員や建築士を目指す学生等を対象として、会員増強及び建築士育成に繋がる講習会等を実施する。

- ・建築の魅力再発見事業（建築の日イベント）の実施
- ・講演会及び研修会の開催

II 地域住民との連携、地域の安全確保のための事業（公益目的事業2）

1 まちづくり、景観形成事業

(1) 景観整備事業

地域の良好な景観形成に関する専門家の派遣、情報提供、相談その他の支援活動を推進し、更に、地域に点在する歴史的建造物等の発掘、保全等の活動を組織的に推進していくため、平成25年度に静岡県ヘリテージセンター（通称「SHEC」）を発足させた。

これにより、歴史的建造物等の保全・活用のための相談・調査、まちづくり活動への支援、災害発生に対応した行政、職能団体との連携を図るとともに、その業務に従事する専門家の養成を図る。

- ・地域文化財専門家・ステップアップ研修の開催
- ・美しいしずおか景観推進協議会への参画
- ・全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会（連合会設置）への参画、連携
- ・静岡県版気候風土適応住宅基準の策定事業

2 県民の安全確保のための事業

(1) 住宅の耐震診断

市町から受託する「わが家の専門家診断事業」（令和7年度が最終年度の予定）を実施し、静岡県の地震対策事業「TOUKAI-0」に積極的に協力していく。

- ・わが家の専門家診断事業（2,200件を受託予定）
- ・市町からのブロック塀診断専門家派遣事業の受託
- ・耐震出前講演会等の実施（ブロック事業）
- ・長泉町が実施する新耐震基準に対応した木造住宅耐震診断の受託

(2) 大規模震災の発生に備えた県・市町との連携

想定される南海トラフ地震の発生に備えて、応急危険度判定業務の研修や静岡県総合防災訓練（会場：焼津市、藤枝市）への参画による実地訓練を行う。

- ・県内市町の防災訓練における応急危険度判定業務等の講習会の支援

- ・静岡県地震被災建築物応急危険度判定協議会への参画
- ・静岡県災害対策士業連絡会への参画及び他士業種との連携

(3) 自然災害対策事業

近年、台風や集中豪雨による大規模な風水害被害が頻繁に発生している。こうした状況を踏まえ、被災住民や市町に対して建築士として適切な相談やアドバイスができるよう技術講習を開催し、相談員を増やすとともに、被災住宅の応急復旧が迅速に行われるような応援協力体制を整備していく。

- ・風水害による被災住宅復旧のための技術的講習会
- ・士業連絡会（弁護士・建築士等）による被災住民への相談会の実施

3 住宅に関する情報発信事業

建築関係の最先端技術や住宅に関する最新情報を、県民に対して提供する場を設けホームページ、広報誌などを通じて発信する。

- ・静岡県住宅振興協議会（県主宰）への参加、協力
- ・広報誌「建築静岡」の発行

4 建築相談事業

県民からの住宅の新築、増改築等の建築技術的な相談、住宅の耐震化に係る相談など建築に関する様々な相談に対応する。

また、建築問題は、早期の解決や円満解決に繋がる建築士の専門的な助言が重要なことであることから、これらについても対応する。

- ・展示会等における相談コーナーの設置
- ・市町主催の住民相談会等への相談員派遣
- ・行政、司法の住宅紛争事案等への専門家派遣

III 法人管理

1 諸会議の開催及び運営

- (1) 定時総会 令和7年6月13日(金) 中島屋グランドホテル
- (2) 理事会 年5回開催
- (3) 総務会 年11回開催
- (4) 監査会 年1回開催（決算監査）

2 会員

令和6年12月末現在の会員数は、正会員929名、賛助会員141社、計1,070名社で、前年度末と比較すると正会員が17名の減、賛助会員は同数であり、引き続き会員

数は減少傾向にある。

このことは本会のみならず全国的な課題となっているが、本会と同様に他県土会においても会員増につながる有効な手段を見出せない状況にある。これは人口減による建築士免許登録者の減少、ネット社会の進展による情報入手の多様化など様々な要因が考えられる。

しかしながら、会員の減少は、法人財務への影響、組織の活性化に関わる重大な問題であり、全国建築士会連合会や他建築士会とも情報交換を行いながら組織を挙げて取り組む必要がある。

令和2年度に設置した「会員増強及び建築士育成特別委員会」が主体となって、会員増強及び建築士育成に資する事業を実施していく。

3 令和7年度当初予算編成

会員数の減少等に伴う自主財源の減少は、法人運営のみならず公益事業の縮小にも繋がるものであり、社会的使命、組織の維持及び会員活動の活性化のためにも財務基盤の強化が重要である。

このため、令和7年度当初予算の編成に当たっては、予算委員会(総務会役員が構成員：会長・副会長・常務理事)を設置し、費用対効果を意識した事業の重点化や管理運営経費の見直しなどを行い、公益社団法人に相応しい持続可能な財政運営を図っていくための検討を行った。

こうした状況を踏まえ、令和7年度当初予算編成において、限られた予算の中で効率的な事業執行と経費の節減に努めるとともに、公益法人の財務3基準である「収支相償」、「公益目的事業比率」及び「遊休財産額保有制度」を遵守し、適切な財務運営を図っていくこととしている

4 本会の中長期的な組織・運営等の見直し

平成17年8月に「士会組織等のあり方」の答申が出され、平成19年5月開催の通常総会において「組織改革に伴う基本方針」が承認された。また、本会は平成24年4月に公益社団法人へ移行した。

これまでの間、「組織改革に伴う基本方針」に基づき、時代の変遷に対応すべく会長特命委員会(財務、ブロック、公益法人)を設置し、会務の運営方法等について検討してきた。また、平成28年1月開催の理事会において「本会委員会及び機構組織の改編案」が承認され、同年4月1日以降現行の組織及び事業体制で運営している。

しかしながら、本会存在の礎であり、基幹収益である会員数及び会費は減少傾向にある。また、静岡県が推進する地震対策事業「TOUKAI-0」は、令和7年度に事業期間の最終年を迎えることとされ、これに伴い本会の公益事業では最大となる「わが家の専門家診断事業」は令和7年度が最終年度となることが予定されている。

このような状況を踏まえ、令和2年度に設置した「組織検討特別委員会」を、令和6年1月に「組織・運営等見直し特別委員会」に改組し、公益法人としての組織形態、3ブロック15地区体制等の検証を含めて、中長期的視点に立って、財源規模に見合った事業及び組織の在り方を検討してきたところであり、令和7年度は検討経緯を踏まえ具体的な方策の策定を目指す。

5 情報公開

公益社団法人として情報公開が求められている組織、役員、事業計画及び予算並びに事業報告及び決算をはじめ必要な情報を、機関誌及びホームページを通じて積極的に公開していく。